

山梨大学は令和2年4月から キャンパス内全面禁煙

望まない受動喫煙をなくすため、健康増進法の一部が改正されました。

山梨大学は、20歳未満の学生・児童等や医学部附属病院を受診される方など受動喫煙による健康への影響が大きい利用者が多い施設であること、並びに公共性の高い教育研究機関であることを踏まえ、学生、教職員及び学内外関係者の受動喫煙による健康被害を防止し、安心・安全で快適な教育研究環境の確保に取り組むため、令和2年4月1日から「全キャンパス敷地内全面禁煙」にすることを役員会で決定しました。

なお、全面禁煙実施までに9か月の移行期間を設け、令和元年7月1日から甲府キャンパス（東西）の比較的人通りの少ないそれぞれ1箇所に削減し、医学部キャンパスも含め、令和2年4月1日をもって「敷地内全面禁煙」とします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



国立大学法人山梨大学長